

令和 4 年度 生徒募集要項（前期選抜）

福島県立いわき光洋高等学校

全日制の課程（単位制）

〒 970—8047 福島県いわき市中央台高久四丁目1番地
電話（0246）28—0301

1 募集定員

全日制の課程 文理科 200名

1 特色選抜

募集定員の20%程度とする。

2 一般選抜

募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

県下一円

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

令和4年2月3日（木）から2月8日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和4年2月8日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）
なお、提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和4年2月15日（火）から2月16日（水）**までとする。
郵送の場合には、**2月16日（水）**の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、**午前9時から午後4時**までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は志願者の在学（出身）中学校長又は保護者が本校校長に問い合わせる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を提出し、受験が認められた者に対して、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、**令和4年2月9日（水）から2月14日（月）**までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の評価、特色検査の審査結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、下記、志願してほしい生徒像に照らし、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

<志願してほしい生徒像>

- ① 進路目標の達成のため学習に意欲的に取り組み、四年制大学への進学を希望する者
- ② 心身ともに健康で、人物が優れている者
- ③ 学業成績が優秀で、④に指定するスポーツ・文化活動において高い能力を有する者
- ④ 野球（男子）、陸上競技、サッカー（男子）、バスケットボール、ソフトボール（女子）、バレーボール（女子）、合唱、吹奏楽の部活動を3年間継続する意志のある者

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定して選抜する。

なお、合否の判定に当たっては、学力検査の成績を2倍する。

14 選抜資料

特色選抜については以下の(1)～(4)を、一般選抜については(1)、(2)を選抜資料とする。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

(2) 学力検査

- ① 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ② 学力検査の日時、日程及び会場

ア 日 時 令和4年3月3日（木） 午前9時～午後3時10分
（受付：午前8時～午前8時30分）

イ 日 程

9:00 ～ 9:50 10:10 ～ 11:00 11:20 ～ 12:10 13:10 ～ 14:00 14:20 ～ 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

ウ 会 場 **本校**

エ 持 参 物 受験票、上ばき、昼食、黒の鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、下足を入れる袋

ただし、下敷、分度器、二つ折りの定規で分度器として使用できるものは使用できない。

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(3) 特色面接

- ① 個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。
- ② 面接の評価については、段階評価とする。
- ③ 特色面接及び特色検査の日時及び会場

ア 日 時 **令和4年3月4日（金）午前9時**より（午前8時30分までに集合）

イ 日 程 中学校長を通じて連絡する。

ウ 会 場 **本校**

エ 持 参 物 受験票、筆記用具、上ばき、下足入れ

その他は、出願時に配付するプリントを参照のこと。

なお、携帯電話等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

(4) 特色検査

- ① 実技を実施する。実技については、野球（男子）、陸上競技、サッカー（男子）、バスケットボール、ソフトボール（女子）、バレーボール（女子）、合唱、吹奏楽について、各種技能や基本的な身体能力を見る。
- ② 実技については実績と合わせて点数化し500点満点とする。
- ③ 特色検査の日時及び会場

特色面接終了後、本校において種目ごとに実施する。持参物は種目により異なる。出願時に配付するプリントを参照のこと。

15 合格者発表

- (1) **令和4年3月14日（月）正午以降**に**本校生徒昇降口前**で発表する。
- (2) 合格者に対して、発表後、合格通知書及び入学関係書類を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 電話による問合せには応じない。

16 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(新型コロナウイルス感染症を除く。)を指すものとする。

※ ここでいう「新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲は、新型コロナウイルスに関する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県教育委員会において、県の関係部局と連携し、最新情報や知見に基づいて決定され、県教育委員会から適切な時期に周知される。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 **令和4年3月9日(水)午前9時～**(午前8時30分までに集合)

② 日程

9:00 ～ 9:50 10:05 ～ 10:55 11:10 ～ 12:00 12:50 ～ 13:40 13:55 ～ 14:45

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

特色選抜受験者は、学力検査の終了後、ただちに面接・実技を行う。

追検査の終了時刻は、状況により18時を過ぎることもある。

日程の詳細については、中学校長を通して連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

③ 会場 **本校**

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(所定の様式)に医師の診断書を添付し、**3月7日(月)午後4時**までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(所定の様式)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、**3月7日(月)午後4時**までに本校校長に提出する。その場合も、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

3月3日(木)の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力

検査)を受験できない。

17 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

18 その他

不明な点は本校に問い合わせる。